

盛岡広域振興局長告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年11月4日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400094	特定非営利活動法人里 ・つむぎ八幡平	指定通所介護事業所 里 ・つむぎ	八幡平市田頭第12地割 20番地	平成27年12月1日